

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名		都市建設部 河川水路課
許 認 可 等 名		雨水公共下水道・都市下水路の占用料の減免
根 拠 法 令		徳島市雨水公共下水道及び都市下水路に関する条例
根 拠 条 項		第 1 1 条第 4 項
連 絡 先		(電話 6 2 1 - 5 3 0 8)
審 査 基 準	基 準	第 1 1 条 4 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、占用料を減免することができる。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 3 日 (休日を除く・休日を含む)
	設定等年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審查基準	基 準	
------	-----	--